

# は し が き

我が国は、平成11年に「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」の加入書の寄託をし、平成12年3月14日から同議定書に基づく国際登録出願の受付を開始しました。

これにともない、特許庁では、庁内の国際登録出願等に係る業務に資するとともに、出願人の方々が国際登録出願をする際、国際登録を求める商品及びサービスの記載の参考として利用すること等を目的として、「類似商品・役務審査基準」掲載の商品・役務名の英語訳を作成して参りました。

今般、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に係る国際分類の第10版への改訂に対応するとともに、近年の商取引の実態に一層合致した内容とすべく、商標法施行規則別表の一部改正（平成23年経済産業省令第66号 平成23年12月5日公布）にあわせ、「類似商品・役務審査基準」についても見直しを行いました。これらは、平成24年1月1日に施行されます。

そこで「類似商品・役務審査基準」にあわせ、その英語訳についても見直しを行い、その改訂版を「類似商品・役務審査基準（国際分類第10版対応）（英語訳付）」として公表することとしました。

この改訂版が、今後とも、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願等に係る業務の迅速・的確な運用に資するとともに、出願人の方々が国際登録出願をする際の指定商品・役務（英語表記）の記載の参考となれば幸いです。

平成23年12月

特許庁審査業務部商標課長  
林 栄二